

身体の象徴化

—前近代の西欧における聖化され象徴化された手—

森 義信*

要 約

人類の歴史は、コミュニケーションの形態上の変遷という観点からみてみると、当初は長いあいだボディ・ランゲージの段階にあり、ついでオーラル・コミュニケーションがこれに加わり、最終段階で文字文化が加わったと言える。手は、こうしたあらゆる段階で、重要な役割を果たしてきたし、いまも果たしている。

- (1) 手と腕は物理的な次元で攻撃と防御の道具であり、指先と手は物を巧みに作り、操る。
- (2) 手は、感情や意志を巧みに表現し、ときには言葉以上の表現力をもっている。
- (3) 手は、身体のうちでもっともシンボリックな機能を果たす部分であると言える。
- (4) 手と指は、数をかぞえて表示もできるし、文字の代わり、眼の代わりもする。

こうした機能性のゆえに、古来、手には奇跡を起こす力があるとの信仰が生まれた。キリスト教世界では、イエスはライ病患者に手を触れて癒したとされ、また、中世フランスの国王は、「王の病気」と呼ばれたルイレキの患者に手で触れて、治癒する力をもっていたとされる。また、聖遺物崇拜の習慣がある西欧では、聖人の手や腕が切り取られて箱に収められ、手にかかる病を治癒したり技量を上達させたりする靈験があると信じられてきた。かくするうちに、手そのものが身体から切り離された形で、絵画に描かれ彫塑にほられ、信仰の対象としてシンボル化されてきた。ユダヤ教やキリスト教における「神の右手」、イスラム教の「ファーティマの手」は、そうした一例である。ここには、信じるからこそ、手のもつ超自然的な力の恩恵に浴することができるという、共同幻想の世界があった。

手は法行為の世界でも重要な役割を果たしてきた。西欧の古代・中世法においては、奴隸=手で捉えられたものは、奴隸主の手を経て解放されなければならなかった。宣誓は右手を挙げて行なわれ、契約や和解、承諾や合意に際しても、手は重要な役割を果たしている。

このように手は、人格の表象、法的行為能力のシンボルとして機能していた。それゆえにまた、ゲルマン系の部族法典は、人が法律に違反したり、契約を破ったりすれば、手の切断をもって罰すると規定している。それは単なる刑罰としての身体切除を意味したのではなく、「民事的な死」の宣告であり、当該者は以降、法律業務に就けなかつたのである。手の切断は一種の法的無能力を作り出したのである。

宗教改革以降、手への信仰は廃れ、法律行為における手の役割は減少し、これにともなって手への刑罰も激減したものの、反面、近代以降、対面式のコミュニケーションや演技の世界における手の象徴的使用は、一向に衰えを見せていない。

*大妻女子大学

初めに 本稿の課題

本稿では、まず、人間の「手」がもつ多機能性に着目する。人間は二足歩行に移行することによって、両手の自由を確保し、それを防御や攻撃の手段として用い、あるいは道具の製作と巧みな操作にあたっても活用し、さらに、コミュニケーションの際には表現の手段としても使用してきた。

第1章では、身振りやしぐさ、所作など、手を用いたいわゆるボディ・ランゲージが、コミュニケーションの歴史のなかで、どのような位置を占めているのかを確認する。

第2章では、手の多機能性を、対面式のコミュニケーションにおける表現力、手話や点字をとおして実現する情報伝達力などの面から考察する。あわせて、手がきわめてシンボリックな使われ方をしてきた点にも注目したい。

手はあまりに多くのことを成し遂げることができたために、古来、奇跡を起こしうる能力を期待され、信仰の対象となつたことすらある。なかには迷信、俗習として一笑にふすことのできるものもあったが、それらも含めることで、人々の「手」への期待感を読み取りたい。第3章と第4章は、種々の史料を渉猟しつつ、古今東西の具体例に即して、こうした幻想の共有について確認する。

第5章では、古代から中世にかけてのヨーロッパにみられた、法律行為における手のシンボリックな使用例と、その意味について考察する。とくに文字文化への馴化が遅れたゲルマン系諸族の部族法典を史料上の手がかりとして、法廷における身振りやしぐさがもつた意味を考察する。右手は宣誓においても、契約においても、和解や協定の締結にあたっても、重要な役割を担わされていた。したがって、法に違背したときには、この手の切断が刑罰として用意されていた。身体切除のなかでも手の切断は、刑罰としてもしばしば行なわれてきた。第6章において、その意味するところはなにかを、史実に照らして考察したい。

最後に、こうした手への信仰、あるいは手が担

わされていた機能が、宗教改革を期に、どのように変容して行ったかを、ひとつのメルヘンを題材として考えてみたい。

1 コミュニケーションの歴史

1-1 ボディ・ランゲージ

(叫び声や吠え声・身振りやしぐさ)

人類は500万年ほど昔に誕生したといわれているが、このときから、すでに群れ社会を形成しており、自分の意志や様々な情報を他の人に伝える場合、ことばにならない声とか音を出したり、身振りやしぐさを用いたりしてきた。

私たちはなにか危険な目にあつたり、それを誰かに報せようとする場合、自然と「あーっ」とか「きゃーっ」「ギャアー」という叫び声をたてる。また、悲しい出来事に遭遇すれば「あーん」とか「えーん」「おーん」「わーん」という泣き声をたてる。呻き声は「うーん」となり、痛いときには「うーーっ」とか「ぐうーっ」と唸る。楽しいこと、嬉しいことには「あはは」「わはは」と笑い声をたて、「わーい」とか「きゃっきゃっ」と声を出して喜ぶ。驚いたときは「わーっ」とか「えーっ」と叫び、怒り争そうときには「うおーっ」「がーっ」と叫ぶ。この他「ゴホン」とか「エヘン」とやる咳払い、「コンコン」とやる咳など、ことばにならない、ことば以前の音声は、世界共通のものが意外と多いのである。

人間は話しことばを持つにいたっていない段階では、相手と対面して聴覚、視覚、嗅覚、触角、味覚といったあらゆる感覚機能をフルに活用して、情報交換をおこなってきた。原初の人間社会における意志伝達の方法について考える手がかりとして、人間の赤ちゃんのことを思い浮べてみよう。赤ちゃんはお腹がすけば母親を探し、そばにいなければ大声で泣いて来てもらいたい、空腹であることを悟ってもらうために目にいっぱいの涙をためて泣き続ける。おむつが濡れていればぐずってみせ、気持ちが良ければ笑顔をつくり、手足をばたつかせもある。不味いものを口に入れられれ

ば、舌で吐き出すか、とても不味いという表情をつくって、そのことを伝えようとする。

チンパンジーやゴリラは、咆哮とドラミングによって、仲間との情報交換を果たしている。他の動物の世界では、海豚は超音波のような音声を発することによって、馬は嘶きによって、犬は吠え声によって、猫は鳴き声によって、鳥たちは囁りによって、虫は音色によってお互いに情報交換をしている。このように動物たちが情報を伝達する第一の方法は、音声によるものである。動物たちはまた、鬱を奮わせたり尻尾を振ったり、羽を振るわせたり羽撃かせたり、あるいは身体全体を使って威嚇のポーズをとったり、逆に服従や降伏のポーズをとったり、さらに動き回ったりして、いろいろな意志表示や情報伝達をしているようである。蟻や蜂などの昆虫もまた、触角を立てたり羽を振動させたり羽音をたてたりして、意志を伝えている。

人類を含む霊長類（類人猿）は、身振りを高度に記号化している。たとえばチンパンジーの世界では、腕を伸ばし、その掌を下に向けるしぐさやボス猿のまえで頭を下げるしぐさは、いずれも服従のしるしであり、毛づくろい（グルーミング）は下の者が上の者に対して親愛の情と従順さを示す行為であり、抱き合ったりキスし合うのは友愛のしるしとされる。枯葉を唇に挟むしぐさは求愛行動だとされるなど、200通り以上のサインが使い分けられているという。

ボディ・ランゲージに用いられる身体のあらゆる部位のなかで、手・指ほど自由に動かせるところはない。手は、脳の命ずるまま、意志の赴くままに動き、したいと思うことの殆どすべてを成し遂げてくれる⁽¹⁾。私たちは、自らの「手」に備わっている機能があまりにも高いので、ときに当惑することがある。いや、自らの意志でコントロールできないこともしばしばあって、困惑すると言つてもよいかもしれない。

人類は、言語を生み出すよりはるか以前に、ジェスチャーによって意志疎通を行っていた。しかもその期間は、気が遠くなるほど長かったのであり、いわば年季が入っている。そのせいもあり、

かつその名残りもあって、身振りやしぐさはいまなお重要な意味をもち続けているのである。

1-2 火や音を用いた情報伝達

生物が、激変する環境に適応するために身体機能を変容させてきたように、人間もまた身体機能のみならず、家族のありかたや社会組織のありかたを変化させながら、適応能力を高めてきたといえる。たとえば、男性の胸部には、大昔、ゴリラと同じように胸を叩いてドラミングしていた頃の痕跡が残っていると言われる。ゴリラがいまも持っているような胸郭部の空洞を失った人類は、これに代わって太鼓を打ち鳴らすようになり、火や煙を合図がわりに使うようになつたとされる。これらがいつ頃生じたことなのかは不明とするほかないが、文化人類学の成果によれば、人類が日常的に道具を作り、火を操れるようになったのは今から65万年前ということであるから、火や煙、太鼓などの道具を用いた、遠方にいる仲間とのコミュニケーションの歴史は、さほど古いものではない⁽²⁾。

1-3 口承文化（ことばによる情報伝達）

ヤーコプ・グリムは『ドイツ法故事誌』（初版1828年）やベルリン王立科学アカデミーにおける「言語の起源について」と題する講演（1851年）のなかで、宗教が神の啓示によって始まったように、言語の起源も直接神に求めることができるという説を紹介している。法学者であると同時に言語学者でもあったグリムがこう述べたのは、言語というものがあまりにも奇跡に満ちたものであり、人知を超えるものと觀念されたからにほかなりない。ヤーコプは、言語が人間の発明によってできたものではないとする説の慎重な検討の後、言語が人類の進歩の過程で「人間自身によって獲得された人間的なもの」との確認に到達している（ヤーコプ・グリム「言語の起源について」168頁）。

他方、文化人類学の成果によれば、今から3万ないし5万年ほど前に登場した新人は、口と喉で母音と子音の組み合わせによる複合的な発音をお

こなうようになったとされる。こうして人類はことばを発するようになり、あらゆる物に名前がつけられると、コミュニケーションも容易になり、情報は正確かつ迅速に伝わるようになってきた。人間の話すことばが、いつ頃作り出されたものかは断定できないが、人類の歴史500万年の中ではつい最近の出来事に属すると言える。

ことばの発生は、この世のあらゆる事物一つ一つに名前をつけ、身近な人々一人一人に名前をつける作業によって開始されたと言ってもよい。人間は、気が遠くなるような時間をかけて、それぞれの地域でそれぞれの事物に名前をつけ、行為を形容することばを案出してきたのである。それは人為的な記号そのものであり、他の動物の世界には一切みられないものである。人為的であるのだから、本能的に習得できるものではなく、人間の乳幼児は母親から一語一語ことばを習い、幼児・少年期をへて徐々に習熟していかなければならぬ。幼児は最初の頃はボキャブラリーが不足しているから、泣いたり喚いたり手足をばたつかせたり、あるいは愛敬のある身振りや笑顔や眼差しを使ったりして、自分の意志をとおそうとする。ことばを学び、ボキャブラリーが増えていくにしたがって、意志表示や個人情報は早く、正確に伝えられるようになり、しかも交換される情報量は飛躍的に増加するようになる。

1-4 文字文化

(ヴィジュアル情報の伝達・蓄積・利用)

人類の歴史を、コミュニケーションの形態、情報の伝達や蓄積といったレベルでとらえたとき、次の飛躍を用意したのは絵画・文字であった。最古の洞窟壁画はいまから3万年ほど前のものと言われている。描画の文化が2万5000年も続いたあと、やっと5000年ほど前に絵文字を経由して文字が発明された。人間はこうして知識や知恵、情報を記録して蓄積し、それを遠方に伝えることも、後世に伝えることもできるようになった。人々は、蓄積された情報を必要なときに引き出して利用することによって、文明を飛躍的に発展させてきたのである。

もちろん、現代の世界には、いまなお種々の事情から文字文化に馴染んでいない民族や部族があり、また、文字教育を受けていても日常的に使おうとしない人々もいる。人類の歴史500万年のうち、文字文化はわずかに直近の5000年にすぎず、身振りやしぐさの時代、次いでオーラル・コミュニケーションの時代が圧倒的に長かったのであるから、文字を受け容れない「未開」の民族がいても不思議はないし、仕方のないことではある。そうした部族社会では、いまもって身振り・しぐさ・所作が、ことばと並んで、あるいはことば以上に雄弁な表現手段であり続けている。

他方、文字教育を受けたはずの先進諸国における若者たちが、活字離れを起こしていると言われる。彼らは文字がぎっしり詰まった書物よりも、マンガやアニメ、映画やテレビを好んで見ている。こうした傾向には、それなりの理由や社会的背景がある。しかし、それは人類史的観点からすれば「退化」であり、人間として見た場合には幼児期への「退歩」である。もっとも、描画の歴史のほうが文字文化より2万5000年も長かったのだから、「退化」といってもせいぜい5000年ほど遡ったにすぎないし、「退歩」といっても3歳児か4歳児程度に戻ったにすぎない、という弁護も可能であろう。

また、本も読まず日記も書かず、手紙も出さずにいる若者が、ひたすら携帯電話のメールで、このうえなく簡単な文章を作っては送り、返信されてくる同様に稚拙な短文しか読まなくても、それは文字文化のひとつの方なのである。おまけにそのメールに、絵文字や顔文字が添えられているのであれば、それは文字文化がまだ描画文化に補完されていることの何よりの証拠である。そう考えることで現状を肯定しようとする、したり顔の守旧派もいる。

肝心なことは、大衆文化がどのような水準にあろうとも、重要な文字情報は常に一部の人間に独占されてきたし、現代もそうした状況に変わりはないということであろう。そして、情報を制する者が権力も富も手に入れているという事実は、文字が考案された時代から現代まで、あまり変わっ

てはいないのである。

2 万能の手

2-1 指と手の機能

手は人間にとってもっとも重要な身体部位であるかもしれない。まず物理的な意味で、手は攻撃と防御の道具である。ボクサーのくりだすパンチ、相撲取りの張り手、空手家の拳は、凶器ともなりうる武器である。手を使うことを禁じているサッカーを別にすれば、他のスポーツでは、指や手や腕が、競技を勝利に導く重要な役割を果たしている。

指先は一ミクロンの高低差を識別し、皮膚の上を秒速一ミリメートルで移動する物体の動きを感じ取れるという。精巧なレンズを磨くのは、ミクロンの単位で表面の高低差を識別できる熟練した職人の指先であり、歯ざわり舌ざわりの良い麺を打つのは、麺粉を軽く摘むだけで、粉の善し悪しや水分や腰の強さを瞬時に判別する職人の指先である。このように、職人の手は、コンピュータ内臓の精巧な道具にもまさる技を可能にするのである。

そもそも、人間以外の哺乳動物は身体のいちばん先端に触角をもっており、触角や触手によって種々の情報を探索しているが、それは物体の存在を認知するまでであり、対象物に触れてその形状を見分けるところまではいたらない。人間も四つ足歩行をしていた頃には口のまわりに生えていたヒゲが触角であったようだが、直立歩行するようになってから、触角の役割を両手、とりわけ指先に果たせるようになったという。ヒゲを動かしてきた筋肉は顔の表情を動かす顔面筋となり、こうして人間の表情は他の哺乳動物に比べて格段に豊かになったという次第である（養老孟司「情報化社会と若者」）。

しかし、手のもつ能力は、こうした物理的な次元にとどまらない。「目は口ほどにものを言う」という言葉がある。これは、目のもつ豊かな表現力を端的に表している言葉であり、ときとして「目は女のいのち」などとも言うが、それは、口

では言い表わせない心情を、女性がもっぱら目の表情で相手に訴えることが多いからである。しかし、目は伏せたり逸らしたり閉じたりすると、自分の考えていることや意志を隠すことができる。これに反して、にわかに隠し果せない手先や指先には、心の奥底が表れてしまうものだとも言われており、手は人間の身体のなかでもっとも雄弁であるとも言えるのである。

2-2 手は口ほどにものを言う

ヨーロッパの人々は、法においても芸術においても象徴主義＝シンボリズムを採用し、身振り・手振り・しぐさを多用してきた。手は感嘆を表現するのに秀でているし、手には叙情性があると言われている。人は、拍手をして相手の行為を称賛し、別れを伝えるために手を振り、拒絶の意志を表現するために掌を目の前で激しく振ってみせ、あるいは相手の目の前に掌を立ててみせたりもする。指・掌・手首・腕そして肩は、連動して、「残念だ」、「やれやれ」、「分からない」、「どうでもいいや」といった感情をじつに巧みに表現する。手は、ことばなしで感情や意志の表現を巧みにおこなうし、ときにはことば以上の表現力をもっているから、古今東西、人々は手によって多くの感情や意志を表現してきた⁽³⁾。

モンテーニュは『隨想録』の第2巻第12章において、身振りこそ万人共通の「ことば」であるという文脈のなかで、手のもつ豊かな表現力について次のように述べている。

手ではどうだろう。我々は、求める。
約束する。招く。追う。おどかす。頼む。
願う。否定する。問う。たたえる。数える。
告白する。悔いる。恐れる。恥じる。疑う。
教える。命令する。すすめる。はげます。
誓う。証明する。咎める。罰する。ゆるす。
罵る。さげすむ。あなどる。恨む。詔う。
喝采する。祝福する。謙遜する。嘲弄する。
妥協する。紹介する。激賞する。慶賀する。
喜ぶ。悲しむ。打ち沈む。がっかりする。
やけになる。あきれる。感嘆する。黙する。
このとおりなんだって言える。その多種

多様なこと、決して舌に劣るものではない。

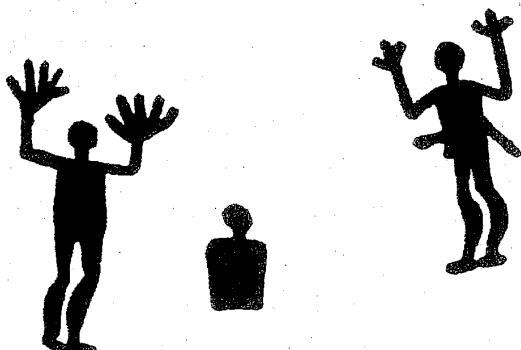
もちろん日本にも、西欧世界に劣らず、手の表現力が余すところなく発揮されている伝統文化がみられる。たとえば、能における静謐な面と対照をなす役者のしぐさや所作も、あるいは文楽人形の動きも、じつに大きく、表現力に富んでいる。言うまでもなく、日本舞踊における立ち居・振る舞いは、精神的内面をもっぱら手と指の技巧によって表現してもいる。また、仏教美術の分野でも、観音像の手や指の自在な形は、像そのものにみられる抑制された姿や顔の表情とは対照的に、豊かな内面を表現している。さらに言えば、千手観音像は、衆生済度に差しのべる手が無数であり、菩薩の慈悲が広大無辺であることを示して余りある。

2-3 シンボリックな手の使い方

手は、ことばの伴侶と言ってもよいであろう。手はことばを劇的にすることができ、人間の身体のうちでもっともシンボリックな機能を果たす部分であると言ってもよい。

青銅器時代（紀元前1700～前800年）のスカンジナヴィア半島では、洞窟の壁面に図①のような絵画が描かれていた。

中央にシャベルの刃形をした象徴物が置かれ、その左側に5本の指を天空に向けて大きくひろげている人物、右側に3本の指を同様にひろげている人物が描かれている。いずれも太陽神に祈るポーズと考えられが、3本の指—親指と人差し指と中指か一の形に、すでに象徴的な意味が付与さ



図① 指をひろげ祈る二人

れていたと推定できる。早くも、指や掌が神との交信に重要な役割を果たしていることが確認できる。

古代ローマ世界では、夫となる男性は、新婦の父親から「手権」と呼ばれる、後見権を譲り受ける。新郎は新婦の頭上に掌をかざして、新妻への支配権を獲得したことを象徴的に示す。このことは「手中にあって占有して “in manu mancipioque”」と表現されている。

西欧世界では、いまでも、求婚者が未来の花嫁の「手を求める」とか、娘が男性に「手を与える」などの表現が用いられている。スペイン語では、「マリアの手を求める “pedir la mano de María”」は「マリアに結婚を申し込む」の意味となる。「手をつかむ “echar las manos”」は「捕まる」の意味であり、ここでも手が身体全体を表象している（鎌田、『身体の宇宙誌』）。

親愛の情や愛情を表現するために、人は相手の手を握りしめる。キリスト教会における結婚式では、司牧は新郎と新婦の右手をとって両者を握手させ、婚姻の締結を明示的に示す（図②参照）。

『ベリー侯の時祷書』にみられる、聖者が左手で俗人の左手首を軽くつかみ、天国へ誘っている図③は、礼節にかなった、控えめな感情伝達を示していると言われている（木島俊介『美しき時祷



図② 結婚を象徴する手



図③ 天国への誘い

書の世界』)。沈黙が尊ばれたキリスト教会や修道院のなかでは、言語によらない、指や掌や腕を総動員したシンボリックなコミュニケーションがとられていたのである。

人はまた、右手を挙げて宣誓をおこなう。これが偽りであるときには、手が萎えると信じられていた。両手を挙げればそれは降伏、屈伏を意味した。図④にあるように、人差し指と中指でつくるVサインを下に向ければ、地獄におちよとの呪いの身振りとなる。

みられるとおり、手や指は意志伝達に不可欠の手段である。アメリカの非言語コミュニケーションの研究者アルバート・メラビアンによれば、ある人間が相手の態度や性格、気質を推定する場合、相手の発することばによって判断するのは全体のわずか7%であり、声の調子や声の性状などの周辺言語からが38%，残る55%は顔の表情やボディ・ランゲージによるものであるということである。また、レイ・L.バードウイステルによれば、対人コミュニケーションでは、ことばによって伝えられるコミュニケーションの内容は、全体の35%にすぎず、残りの65%は、話しぶり・動作・ジェスチャー・相手との間の取り方など、ことば以外の手段によって伝えられるとされる。

自分の意志を相手にしっかりと理解してもらい記



図④ 地獄におちる王の呪いの身振り

憶しておいてもらうためには、目も眉も顔の表情も、手も指も、それこそ身体全体を総動員しての身振りやしぐさ、所作によって、相手に深い印象を与えるなければならない。メラビアンやバードウイステルはこのことを念頭において、非言語コミュニケーションの重要性を指摘している次第である(M.F. ファーガス『非言語コミュニケーション』)。

また、小馬徹は「握手行動の身体論と政治学」のなかで、

「人間の手は、単に物を作り、操るための道具であるわけではない。人間の手は、人体で最も高度に分化し、自在に動いて働く器官である。つまり、手は最も確かに人間の意志を伝え、具現する。それゆえ、顔と並ぶほど豊かな表情に富み、同じほど精妙に感情を表現する。手はまた、目や耳に劣らないほど微妙な刺激を受容し、弁別できる。」

と述べている。

2-4 手と指は目でもある

手は握る、掴む、摘む、挟む、触る、触れる、撫でるといった、手が本来的にもっている機能をとおして、微細な外部情報を感知・認識する器官

であるとともに、情報の発信源ともなりえた。手話や指話、手振り、ムドラー⁽⁴⁾や舞踊の振り付けを考えれば自明のように、指を使えば、意志表示はさらに複雑かつ繊細をきわめもする（戸井田『みぶり』、野村『身振りとしぐさの人類学』）。

親指は、それを立てれば「OK、グット、ナイス、やった」など称賛や肯定、同意の意志表示となり、下に向ければ反対の意味になる。人差し指と中指とでつくるVサインは、第二次世界大戦に勝利した英國のチャーチル首相がヴィクトリーの意味で用いたのが一般化したと言われているが、『ボディ・ランゲージ事典』によれば、同じVサインでも、向きが異なると猥雑な意味をもってくると言うから、面倒である。また、親指と人差し指で輪をつくれば、日本ではお金の意味であるが、西洋ではOKのサインである。

器用な指先と手は、数をかぞえることもできるし、数字を示すこともできる。また、文字の代わりをすることがある。手話のできる人の数は、近年増えてきており、たいへん好ましい傾向だと思うが、西洋には中世以来、“deaf-mute”といって聾啞者用の手話文字があった。これは指でアルファベットを形づくり、その文字を連ねて単語を、さらに単語を連ねて文章を作るというものである。

また、視覚障害者が指先で点字を読むことを考えてみると、手は彼らにとって文字や本を読み解く目の役割を果たしていることを理解できるはずである。それと同時に、指先は眼差しや表情の機微を伝えることのできる唯一のコミュニケーション手段でさえある。手は目にたとえられることがあるが、それは目が視覚的に認識することを、手は物や人に触れることによって認識するからにはかならないのである。

3 奇跡を起こす手への信仰

手が有する能力は、豊かな表現力や細密な器用さといった分野に限定されない。手はときとして奇跡を起こしうる力をもっているとされる。したがって問題は、生物学的な次元をはるかに超え

る、神靈的世界ないしは共同幻想の世界に属するものとなるが、実態的にはきわめて通俗的でもある。それは、そうした信仰が、ごく普通の日常生活のなかに忍び込んでいるからである。

3-1 ひとの手

日本には手や指先から靈気が出ると主張したり、その「氣」を伝えるという「手かざし」をおこなったりする教団があるやに聞いている。指先から出る靈気（オーラ）の力が、病気を治癒できるとの俗信である。西洋では逆に、人差し指の先から悪い靈気が発せられるとの俗信があり、したがって、この指で他人や家畜を指差してはいけないとされる。こうした「指」や「手」のもつ不可思議な力を暗示させるものが、病人の看護や治療の場でよく使われることばに、たくさん見出される。

たとえば、病人や怪我人が病院へ運び込まれると、まず「触診」が行なわれる。患者の体内でなにか異変が起きていれば、指先がそれを感知する。必要とあれば「手当て」が行なわれ、入院ともなれば「手厚い」看護がなされる。医師は、治療に「手落ち」があったり「手加減」を加えるようなことがあったりしてはならず、また治療が「手遅れ」になったりしないように、最善を尽くさなければならない。「手の施しようのない」状態になってから「手術」というのでは困るのである⁽⁵⁾。

医師が患者の身体に手を置き、あるいは患者の手に触れて話をすると、患者は言い知れぬ安堵を感じ、患者の痛みを感じる箇所をやさしく擦ってくれる看護師の手は、どんな薬や治療行為よりも痛みを和らげてくれるものである。このように、医者や看護師が患者に対してまずおこなうべきは、手で患部を触わることである。掌や指先には、後述するように、なにやら神秘的な力が潜んでいるように思われるからである。

したがって、手が有する能力は、表現力や細密な器用さといった分野に限らず、問題は生物学的な次元をはるかに超える、神靈的次元に属するものとなる。奇跡を起こす力を有しているものが、



図⑤ 触診する医師

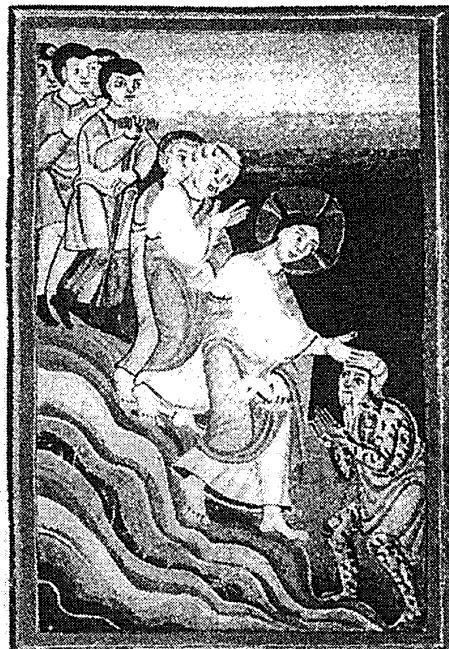
後述するように、聖人君子に限らず案外凡人にも無縁でないところが、興味をひく点であろう。

3-2 イエスの手

『新約聖書』の「マタイによる福音書」8章では、イエスは潔めをもとめるライ病患者に手を触れて潔めたとあり、「ルカによる福音書」5章にも、イエスがある町でライ病患者の身体に手で触り潔めてあげると、ライ病の症状がたちどころに消え去ったというエピソードが述べられている。

さらに「マルコによる福音書」1章には、「イエスは、熱病で床についていたシモンの妻に近寄り、その手をとって起こされると、熱がひき、女は彼らをもてなした」とあり、6章にも「少数の病人に手を置いて癒された」、さらに16章には「病人に手を置けば癒される」とある。

イエスがライ病や熱病、その他あらゆる病気に冒された人の身体に手を置いて癒したという、触手による病気治癒の奇跡が『新約聖書』の随所に記述されている。それどころか、イエスは触手によって、死んだ娘を生き返らせる奇跡すら起こしている。「ルカによる福音書」8章には人々が死んだ娘を囲んで嘆き悲しんでいるとき、イエスは



図⑥ ライ病患者に手を触れて癒すイエス

「娘は死んだのではない、眠っているだけである」と言い、娘の手をとって「娘よ、起きなさい」と言うと娘は即座に立ち上がったのである。

こうしたイエスの人知を超えた能力は、使徒たちにも受け継がれていく。「使徒行伝」5章には「使徒たちの手により、多くの徴と奇跡とが次々に人々のなかで行なわれた」とある。初期キリスト教会の教父たちも、中世の高位聖職者たちも触手による療法をおこなっている。

また「マルコによる福音書」の3章では、イエスは片手の萎えた人に向かって「手を伸ばしなさい」と言われ、彼がそうすると手は元どおりになったこともある。これなどは単に言葉だけで病の症状が消え去ったことを物語るエピソードである。

キリスト教会では、イエスのみならず、イエスに付き随った12人の使徒、あるいはもっと後には、聖人と認められた高徳な聖職者にも靈的な力、奇跡を起こす力があるとされてきた。そればかりでなく、キリスト教の典礼において聖職者がおこなう聖別の手は、恩寵を受け、悪い運命を祓いのける力があるとされている。教会にあって聖



図⑦ 聖者の触手による眼病治癒



図⑧ 正義の手

職者たちは、たとえば天空に向かって手を差し伸べたり、掌を打ちあわせたり、指を特定の形に組み合わせたりして、靈的な存在への訴えや祈願を表現している。教会聖職者の手は靈的な存在=神と人間をつなぐ役割を果たし、また、魔術的な力、聖なる力を伝える媒体ともなってきたのである。

3-3 王の手

ローマ教皇による「按手」は、王の戴冠式における重要な行為である。按手とは、聖職者が人の頭に手を置いて祝福や聖霊の力の加護を祈り、あわせて権能を授ける行為をいう。それは、こうすることによって聖なる力が神から王に伝えられると信じられていたからにはかならない。フランク王国の創始者のクローヴィスは、ローマ教皇による洗礼を受けてカトリックに改宗するとともに、王冠を授かっている(496年)が、あるとき王は、小姓の腫れ物に触れ、「余がお前に触れれば、神がお前を癒したもう」と叫ぶと、小姓の病気はたちどころに治ったというエピソードが伝えられている。

王の手は、支配の道具、統治のしるしであり、王権のシンボル、王政の表象でもあった。中世のフランス国王の手は、「正義の手」と称され、「王の病気」と呼ばれたルイレキ（結核性の頸部リンパ腺炎）の患者を、治癒する力をもっているとされた。

マルク・ブロックの大著『王の奇跡』によれば、フランスのカペー王朝の諸王やイギリスのヘンリー一世、エドワード懺悔王、プランタジネット王朝の諸王もさかんにこのロイヤル・タッチをおこない、治癒を試みたといわれ、中世や前近代の社会では、病気に罹ればただ死を待つばかりの絶望的な状況のなかで、民衆は王がもっているとされる治癒力を、信ずるほかなかったのかもしれない。こうした信仰はステュアート朝のイギリスでもまだ生きており、ジェームズ一世（在位1603～1625年）は医師に見離された病人の治癒を試みたといわれており、次のチャールズ一世（在位1625～1649年）もロイヤル・タッチをさかんにおこなった（図⑨参照）。

そもそも、王の手に超自然の不思議な力がなぜ宿っているかについては、当時からいろいろ取り



図⑨ チャールズ1世のロイヤル・タッチ

沙汰されており、王の手の治癒力を王の神聖な血統に由来すると説明する、素朴な見解もあった。他方、かかる王の聖性を、高位の聖職者による王への洗礼・塗油・加冠・聖体拝領など、一連の聖別に由来するとの見解もあった。王はルイレキ患者の患部に手を触れ、そこに十字を描き、そのうえで「王、汝に触れる。神、汝を癒したまう」と述べた。こうしてみると、フランスとイギリスの王による奇跡は、神によるものだという構図をとっていたことになる。しかしローマ教皇は、世俗の王に奇跡を起こす力があるとは考えていなかったから、ロイヤル・タッチに対してはきわめて否定的であり、かつ冷淡でもあったようだ。

もちろん、こうした触手によって、患者がたちどころに治ったわけではない。患者のなかには、数か月から半年、一年を経過して徐々に快癒した者もいれば、一度の触手では効果がせず、二度、三度と王による触手の機会を求めた者もいたようである。それでも治癒しない場合には、外科医に身を委ねたほうがよいとする、冷めた意見を述べる者もいたという。

マルク・ブロックによれば、こうした「迷信」がはびこっていたのは、民衆の側に王族への幻想なり錯誤があり、王の側にも己れの力への錯誤があるため、そこに集団的幻覚=共同幻想や集団的錯誤が生まれたということである。双方に幻想が共有されるとき、容易に暗示にかかりやすい状態がそこに生まれるから、ある種の精神療法なら可

能となる。治らないのは信心が足りないからだということになるので、直ちに王の治癒力への幻滅が生じることはないわけである。こうした王による触手療法は、しかし、さすがに18世紀にはいるとじょじょに下火となり、フランス革命を境に廃れていった⁽⁶⁾。

3-4 七番目の息子の手

16、17世紀の西欧では、七番目の男子の右手に、奇跡を起こす力が宿っているとする民間伝承があった。これは、第一子から続けて男の子ばかりを産み続けた女性、俗に「男腹」などと称される女性が産んだ七番目の男子に限られていたようである。7という数字もここでは意味をもたされているが、ともかく「王の手」の場合とは違って、七番目の息子には、聖なる血統も高位聖職者による聖別も必要ではなかった。

ただ、ここにも共同幻想がみられた。双方がこうと決め、確信し、信仰にまで高めたのであるから、七番目の息子は触手による治療行為を実際に、かつ頻繁におこなったようである。王様よりはずっと身近にいて、身軽にどこへでも出かけられたから、民衆はむしろこちらを大いに頼ったようである⁽⁷⁾。

4 手首の彫塑や手形を祀る習俗

以上に見たように、奇跡を起こす手は、それを信じる人々の信仰心によって支えられていた。信じるからこそ、手のもつ超自然的な力の恩恵に浴することもできたのであろう。かくするうちに、手そのものが身体から切り離された形で、信仰の対象としてシンボル化されていく。

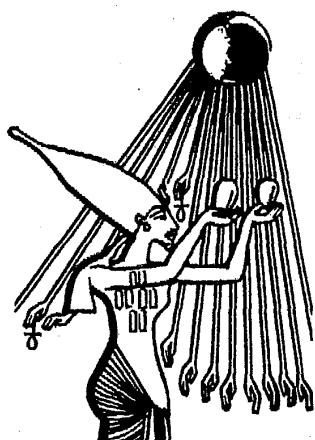
4-1 神の手

手を人体から切り離して描写している最古の例は、古代エジプトにある。新王国時代の18王朝（紀元前16世紀）のファラオがアトン神に供物を奉納している図⑩がそれである。神アトンは、太陽そのものであると同時に、太陽から放射されて地上に降り注ぐ光線として描かれている。光線の

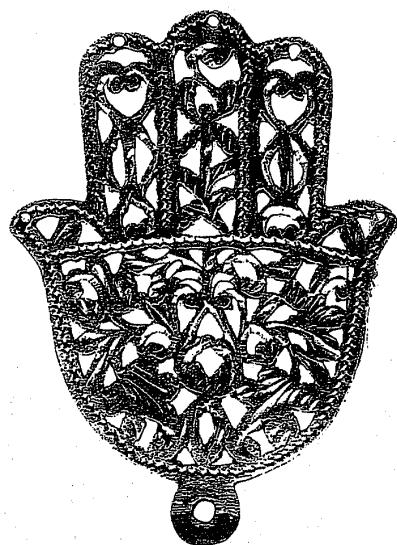
それぞれの先端には、人間の手首状のものが付いており、これらが神の恩恵を地上にもたらすものと觀念されていたようである。

また、紀元前2世紀の『旧約聖書』「ダニエル書』5章には、ペルシャザル王がエルサレムの神殿から掠奪してきた金銀の器で酒を酌み交わしていると、「突然人の手の指が現われて、王の宮殿の塗り壁にものを書いた」とある。この文字は、ユダヤの捕虜のひとりダニエルによって読み解かれ、ペルシャザル王の破滅が予告される。ここに出てくる「運命を予告する手」は、ユダヤ教の神の意志を表現するものと解釈できるのである。

いかなる宗教の信徒も神がどのような御姿であ



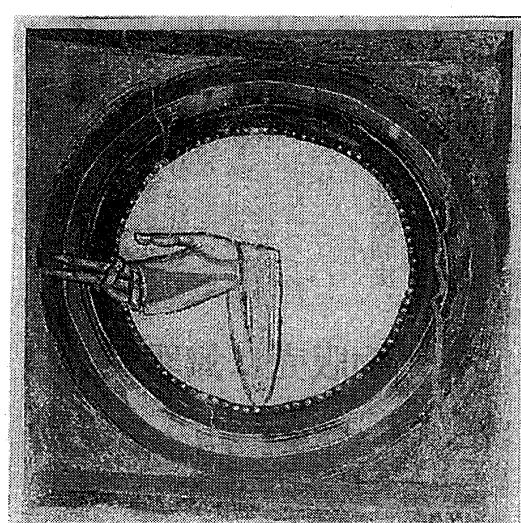
図⑩ アトン神の光の手



図⑪ ユダヤ教の「神の手」

るかについては、大いなる関心を寄せるところである。ユダヤ教では、神は人間を神の姿に似せて造ったと言われているが、神がモーゼに述べた「汝は私の顔を見ることはできない」(「出エジプト記」)という言葉によって、聖画像は描かれなくなつたとされる。ユダヤ教徒のあいだには、図⑪に見られるような、万能の神の右手を模した「神の手」が作られ、ユダヤ教徒の強さと力の象徴、幸運のお守りとして流布しているという。

4、5世紀以降のキリスト教では「按手」が秘跡とされ、中世のキリスト教絵画には「神の手」だけがくり返し描かれている。キリスト教図像学においては、手首から先の右手が天地を創造した神を象徴するものとされてきた。神の右手は、創造し保護し祝福する手である。樺山絢一も指摘している(『歴史のなかのからだ』)が、中世の絵画には、イエスとその母、天使と聖徒たち、あるいは地上の人間どもの交錯した図柄のなかで、たとえば上端の一隅に、橢円形の一区画がもうけられ、右手がひっそりと姿をとどめている。このように中世の人々は、神の身体は天に隠れたままにして、ただ雲の中から出ている神の手を描くことで、大いなる工匠たる神の御業をシンボリックに表現してきたのである。雲間から出現して、人間に祝福を与えたり、人間を叱責したりする、この手は、神の存在そのものを象徴的に示しているわ



図⑫ カタルーニャ派の「神の手」

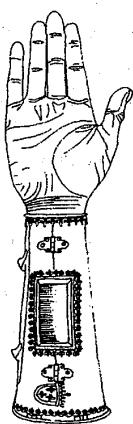
けである（図⑫参照）。

チョーサーの『カンタベリー物語』に出てくる「法律家の話」の中でも、福音書に手を置いて偽誓をおこなった騎士が、「神の手」によってたちどころに首の骨を折られ、両眼が飛び出してしまうという罰を受けている。神はその手によってすべてを体現していると考えられていたのである。

4-2 ザビエルの右腕の聖遺物

イエズス会宣教師フランシスコ・ザビエルが日本の地を踏んだのは1549年、それから550年を経た1999年、ローマの聖ジェズ教会に安置されているザビエルの右腕が聖遺物として、日本のカトリック教徒のために運ばれてきた。これは、戦国時代の日本の人々に洗礼を施した右手が崇敬の対象となっていることの顯われでもあるが、それから5年後の2004年、インドのゴアにあるジェズ教会は、上記右腕を除くザビエルの遺体を、聖遺物として公開するにいたった⁽⁸⁾。

中世のヨーロッパでは聖なる遺物を崇拜する習慣があった。生前に徳の高かったある聖者が亡くなると、近隣の教会や修道院の聖職者がこの聖人の遺体に殺到し、遺体を切り刻むようにして持ち去ったと言われている。ジャン=ピエール・ボーや『盗まれた手の事件』のなかで、こうした聖遺物崇拜が「宗教あるいは人間的尊厳の名のもとに死体を崇拜する行為」であり、「死者の生命力を生きている者に移しかえるための儀式としての人



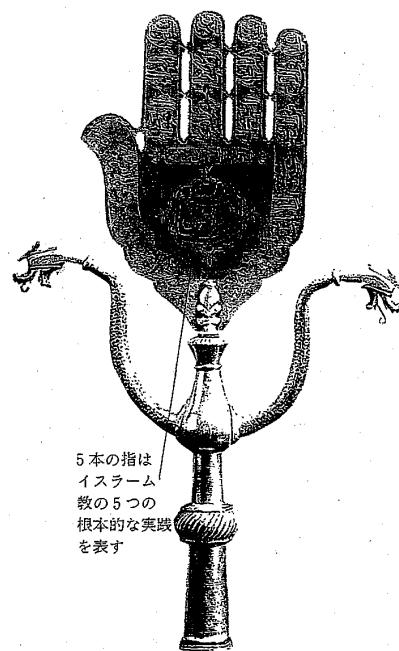
図⑬ 腕型聖遺物籠

肉食」と共通点があり、この両者は死体を物と捉えている点で、なんら異なるところは無いと述べている（34頁）。ボーや、ここに、死体を物として扱うキリスト教的生命倫理を見、その延長上で輸血や臓器移植の問題を論じているのだが、奇跡を起こす聖人は死してなお、その力を失わないというのである。

図版⑯にあるような、腕型の聖遺物籠には、そうした聖人の腕の部分が収められているというわけで、手や腕に障害や病気のある信者たちが、その治癒をもとめて、こうした教会などに多数参詣したということである⁽⁹⁾。

4-3 ファーティマの手

イスラムの世界にも「ファーティマの手」と呼ばれる護符がある。ファーティマとはマホメットの娘で、唯一マホメットの血をひく男児二人を産んだため「聖母」と称された女性である（生没：606？－632年）。この聖母への信仰とともに、『ファーティマの手』をかたどった作り物や絵画が流布するようになった。その親指はマホメット、人差し指はファーティマなど、五指は当初、「聖家族」を表すとされていた。「ファーティマの手」は、開いた掌を外に向かって形が一般的で



図⑭ ファーティマの手

あり、これにコーランの章句、敬虔な威力のある言葉、格言、目の形、5の数字などが書き加えられ、他人の嫉みから身を守る護符としての効力も倍加すると考えられていたということである。またこの手は、キリスト教の世界における「神の手」と同様の役割を与えられており、神の寛大さと親切、権力、宗教的戒律であるイスラムの「五柱（礼拝・信仰告白・断食・喜捨・巡礼）」の象徴でもあるとされる。

この世界には、他に「アッバースの手」と呼ばれるものもある。アッバースはマホメットのおじで、メッカ巡礼者に水を供給する役割を担わされている。ケルベラの戦いで、水を運んでいたアッバースは、アラブ人に襲われて両手を切り落とされてしまう。この故事にちなんで、人々は今日でも祭礼にあたっては、銀製の手形を作り、哀悼の意と崇敬の念とを表現するということである。

イスラム世界には、また、祭礼のときに犠牲獣の血を掌につけて戸口の目立つところに押しつけたり、戸口の上部に掌の形をしたノッカーを取り付けたり、あるいは飼育している家畜の首の部分、また近年では自転車や自動車の前部か後部に、手形のお守りを付けて厄除けとする風習もみられるという。これらの風習はアラブ世界に限らず、地中海全体にみられるようである⁽¹⁰⁾。

4-4 栄光の手と赤ん坊の手

ローマの博物学者プリニウス（23/24～79年）が著わした『博物誌』28巻の11には、若死にした者の手に触れると、ルイレキや耳下腺炎、咽喉の病が治るとある。またどんな死者にでも、その死者と同性の患者がその左手に触れると、同様の効果があると述べられている。

古代や中世の民間伝承のなかには、処刑者や自殺者の手が治癒効果をもつと信じられ、とくに首と喉の病気に効き、石女を治すともいわれ、公開の処刑場では、市民たちが切り落とされた手を奪い合ったというものがある。

絞首刑に処された者の手を切り取り、これを経帷子の切れ端に包み、残っている血を絞りだして、その手を乾燥させたうえで、漬けたものを

「栄光の手 ハンド オブ グロリア」という。この手の所有者は、その姿を透明にする力を得、また盗人がこの栄光の手を所有すると、自分が侵入しようとする家の住人全員を眠りこけさせる力を授かったとも言われている。こうした迷信とも言える信仰は、ジャン・プランの『手と精神』によれば、手が本来的にもっている「異例の救済力」に基づいているとされる。

また、中世のイングランドでは、牢獄から刑場に連行される死刑囚を見る人々が道路の両側をうめつくすなか、乳癌を患った女性が死刑囚に駆け寄り、胸をはだけて患部を触ってもらおうと殺到したということである。これは前述したローマ時代の「栄光の手」への信仰の延長線上に位置づけられる迷信、俗信といってよいであろう。このように、古代のローマでは夭折したり死刑に処されたりした人の手や手首が、中世のイギリスでも刑場に引き立てられる死刑囚の掌が、災禍を避けたり疫病や業病を癒したりする力をもっていると信じられてきた。

ミヒヤエル・クンツェの『火刑台への道』という書物には、ジプシーの一家が窃盗や殺人、放火など、身に覚えの無い罪にとわれ、魔女として処刑されるまでの経緯が述べられている。クンツェは偶然にも現在にまで残っていた裁判の資料を克明に調べあげ、1600年当時のドイツ、バイエルン州における盜賊や殺人犯、魔女容疑者の裁判がどのように進められたかを明らかにしている。クンツェはこの著書によってミュンヘン大学で学位を受け、同大学法学部賞を授与されていることからも分かるように、本書はすぐれて学問的なものである。推測や誇張も無く、資料に基づいて言えることを積み重ねて、悲劇を生み出した狂気の時代を浮き彫りにしている。

ジプシー一家は、物証も証人証言も無いまま、拷問による自白を強要されるが、このなかで尋問官は、「赤ん坊の手」をもっているか、見たことがあるかを執拗に追求している。それというのも、死亡した胎児や洗礼前に死亡した子供の手や指をもっていると、魔術を行ない、病気を治癒

し、災厄を起こしたり、殺人を犯したりする能力が備わるとの迷信があったからにはほかならない。赤ん坊の手や指で作った蠟燭は、犯罪が露見するのを防ぐとの迷信から、泥棒たちは妊婦を襲っては殺害し、胎内の子を取り出し右手を切り取るという、おぞましい犯罪に手をそめたということである。子供の手をもっていれば捕まらないし、当局の網に引っ掛かることもない、手を食べていれば捉えられてもそう簡単に白状することもない、とも信じられていたので、悪事をはたらく連中にとっては、なくてはならないものであったようである。

またそうして得られた「赤ん坊の手」を細かくして竈で焼いてから粉末にし、他人の畑や牧草地に撒き散らすと、穀物の不作や家畜の疫死をもたらし、人の通る道に撒けば、そこを通る人は病気や不運になるということである。さらにこの粉末を油脂と混ぜ合わせて軟膏を作り、これを箒や引っ搔き棒に塗りこむと、空を飛ぶ道具になるということである。これは、いずれも尋問官に誘導されての自白であり、当時のヨーロッパで作り上げられていた魔女に関するフィクションに基づいていると言える。

シェークスピアの『マクベス』第四幕に出てくる悪魔の塗り薬は、売春婦が絞め殺した新生児の手から作り出したものである。赤ん坊の手を使った魔術についての文書証拠や「胎児の腕」を持ち歩いていた犯罪者にかんする報告のたぐいは、15世紀から16世紀の西欧にたくさん見出されるということである。

こうした迷信の起源は古く、キリスト教化される以前のローマ・ケルト・ゲルマン世界に端を発している。胎内にあってまだ母乳を飲んだことの無い赤ん坊の魂は、行きどころの無い火の玉のような存在となって空中を浮遊する、と考えられていた。そこから「赤ん坊の手」が泥棒に光明を与えてくれるという想像が生まれたのであろう。

あるいはまた、赤ん坊のみならず、若くして処刑された人など、要するに与えられた生命を十分に生きられなかった者の靈魂には、活力に満ちた魔術的な力が宿っている、と考えられていた。こ

うした迷信は古代に生まれて近代の入り口まで、1500年以上もの長きにわたって伝えられてきたのである。

4-5 猿の手

尚絅大学教授の藤井尚教の調査によると、熊本県では、ミイラ化した猿の手を祀る風習があり、油紙に包んで仏壇の引き出しにしまっておき、これで妊婦のお腹を撫でて安産を祈ったり、あるいはミイラ化した手を玄関先につるしたり、馬や牛の小屋の柱に打ち付けたりして、魔よけにしているということである。またこれを水に漬けると、なくなったり物が出てきたり、うそがばれるという話まであるということである。猿の手の呪術性は、まだほかにもあり、猿の手を川に突っ込むと魚が捕れる、猿がいると近くの川で水難事故がない、といった言い伝えもあるということだ。熊本県では、カッパが及ぼすであろう災厄から人間の生活を護るために、この猿の手が用いられていたということである（日本経済新聞、1998年5月18日朝刊）。

猿の手の呪術性を題材にした小説に、W.W.ジェイコブズの『猿の手』がある。インドで20年余りも軍の仕事についていたモリスなる男が、年老いた行者の呪文が吹き込まれているという「猿の手」を持ち帰った。これは乾燥してミイラ化した小さな猿の手であり、3人の人間による3つの願いを叶えてくれるというものであった。彼は友人に、自分はすでに3つの願いを済ませ、この猿の手からは十分な災禍を受けたから用済みだと語り、暖炉の火にくべて燃やしてしまうと言う。友人は興味と誘惑に勝てず、これを貰い受け、願いごとの仕方まで教わることになる。モリスが帰ったあと、主人公は、手始めに200ポンドのお金の入手を願うと、不幸な悲しい出来事がおこり、その代償として念願のお金を手に入れることができた。第2、第3の願望については、この小説を読む人の楽しみを奪ってしまうことになるので、ここに書き出すわけにはいかない。

人間の手と猿の手という違いはあるものの、ここにはなにがしか共通するもの、つまり手には不

不可思議な力が潜んでいるという信仰が、根底にあるということであろう。

5 法行為における手

5-1 古代・中世法における手

西欧の法慣行においては、手の位置、形、動きはさまざまなことを意味したから、裁判官も刑吏も、原告も被告もそれぞれ決められた手振りやしぐさを実践した。法律行為において、手はきわめて多様な役割を演じているが、その事例を以下に紹介していこう。

ローマ法には「握取行為」という、物に対する所有権や人に対する支配権を、他人に譲り渡す際に執り行なう、儀式的な行為があった。これは、当事者が5人の証人とともに秤量係りの面前で、目的物を手で握り取るところに由来する名称である。この法行為にあたっては、当事者は決まり文句を述べ、定められた身振り・手振りで意志を表示する段取りとなっていた。

イタリアを支配したゲルマン系ランゴバルト族の部族法典、『ロタリ王法典』では、奴隸を解放しようとする奴隸主は、まずこの者を、立ち会っている別の自由人の手中に渡し、この自由人は当該奴隸をさらに次の自由人の手中に渡すべし、とされている（第224章「解放について」）。この「手から手へ」の行為をくり返して、第4の自由人が当該奴隸を十字路に連れて行き、矢尻と矢柄を用いて「4つの道のうち、お前の行こうとする方向へ行く自由な力を、お前は得た」と宣言する。ゲルマン系の『カマヴィ・フランク部族法典』にも同様の解放行為についての規定があり、「ハントラダム」と称されている。人々が車座=円陣（ラダム）をなして、解放すべき奴隸を手から手へ（ハント）と引き渡す行為のことで、こちらでは12人が参加している。

奴隸のことをラテン語では「マンキピア mancipia」と呼んだが、これは“manu capiantur”（手で捉えられた者の意味）であり、奴隸の解放のことを同じく「マヌミッショ manumissio」というが、これは“de manu missio”（手からの釈

放）の意味であった。手で捉えられて奴隸とされたものは、手=支配ないし権力から解き放たれなければならなかったのである。

法律行為における宣誓や誓約に際しても、決められた手と指の形こそが重要な要素であり、これが型どおり行なわれなければ、宣誓も誓約も無効とされ、訴訟も敗訴とされてしまったといわれている。手を挙げての宣誓に際して、偽りが込められていれば、手が萎えるとも信じられていたのである。

ゲルマン系の『アラマン部族法典』には、法廷に召喚された被告や被告の無実を信じて参集した「共同宣誓補助人 “coniuratores”」がなすべき、祭壇における宣誓についての規定がある（5a章4）。

「共同宣誓補助人たちは聖遺物の上に手を置くべし。訴訟当事者たる被告は、適切なる文言を述べ、出廷せる者全員の手の甲の上に、手を置くべし」とあり、

「こうすれば、神は、被告と、被告が手を置いた全ての人々とが、召喚された件について有罪にならないよう、お抜け下さるであろう」と続く。

また、ゲルマン系フランク人の『リブアリア法典』（59章4）には、ある原告が、売買証書を偽造した「裁判所書記」を相手取って、訴訟を起こした場合の規定がある。そのなかに、原告が「この書記の手を祭壇から引き去る」という文言がある。当該書記が宣誓をおこなおうとしたとき、原告はその手をつかんで祭壇から引きはなす。この原告の所作は、法廷内での争いを断念して決闘に移る意志を表示したものと理解されている。

同じフランク人の『サリカ法典』（53章1～5）には、熱湯審判をすべき訴訟当事者が、その「手を請けだす」場合についての規定がある。これは、釜のなかで煮えたぎっている湯のなかに、裸手裸腕を突っ込み、釜の底から指輪や石などを探し出し、一定期間のうちに腕や手の火傷の有無、治癒・不治癒を検証するものであり、神盟裁判のひとつであった。これをしたくない場合には、「手を請けだす」といって、しかるべき金銭

を支払わなければならなかった。つまり、被疑者は罰金や人命金、平和金を支払って熱湯審判から己れの「手を請けだす」か、定められた数だけの宣誓補助人を集めて無罪証明をおこなわなければならぬのである。それもできず、しかも熱湯審判に身を委ねることもできない状態が、手を請けだせない状態、要するに「手が無い」も同然の状態であるとされた。

5-2 手による法象徴

ヤーコブ・グリムの『ドイツ法故事誌』によれば、シンボルとして用いられている「手」は、一般的に言えば、権力とか支配を表象しているとされる。彼は、近世以前の西欧世界における法生活のなかで象徴的に用いられている「手」についての用例を広く渉猟して、以下のように整理・分類している (J.Grimm, RA., I. S.190ff.)。

- 1 握手
 - 2 手交 - 土地の譲渡
 - 3 手礼 - 封建的臣従
 - 4 宣誓 - 右手でなにかに触れるか何かを持つ。婦人は左胸と頭頂に触れて、聖職者や諸侯は胸と心臓を手で触れて宣誓する。
 - 5 失われた家畜を他人の手中に見出し、それを取り戻そうとするとき、右手を聖遺物に置き、左手で家畜の耳を掴む。
 - 6 死刑判決が予想されるフェーメ裁判にかかる参審員の、密やかな挨拶行動には、右手を立てるもの、入廷してから右手を自分の左肩に置き、次いでその右手で同僚の左肩に触れるもの、などがある。
 - 7 指を立てての約束。
- 1の握手は、一般的には、和解が成立したときとか協約が定まったときに、当事者双方が右手を差し出して握り合う身振りである。しかし、『バイエルン部族法典』17章6には、少し変わった用例がある。法廷において証言をなそうとする複数の証人が、「隣りの人の手を握り」「神よ、私と私が手を握る人々とを扶けたまえ」と声高に述べて、宣誓・証言に移るとある。これは、証言をなした者も手を握られた者も、偽証の場合には、手



図版15 臣従礼

に災いを受けるという、一種の連帯責任、一蓮托生性をシンボリックに表現しているのである。

3の手礼について言えば、ある貴族や騎士が主君に臣従の礼をとるとき、武装を解いて脱帽し、跪いて両手を合わせて主君の前に差し出す。主君は両手でこれを両側から包みこむようにして受け容れる。ここで、家臣たる者は、臣下としての誓いを述べる。封臣は自分自身の自由を封主に委ね、あるいは自由を放棄して自己を滅却し、封主はこれを受け容れるという次第である。

次いで臣下は、立ち上がって右手を掲げて誠実宣誓を唱え（上記4の宣誓）⁽¹¹⁾、棒ないし杖あるいは指輪を手すから差し出し、主君はこれらを受け取るとともに、土塊や麦藁を臣下に与える。この象徴物を用いての行為は、上記2の手交にあたるもので、所領の寄進と請け戻しを示していると理解できるが、こうして保護と忠勤の関係が取り結ばれ、封土の授受が象徴的になされたのである。臣従礼の儀式のなかで、「手礼」と呼ばれる身振りが最も重要だとされている。

フランク人の部族法典、『リブアリア法典』33章の1と72章の1では、所有権をめぐる争いにおいて、当事者は「武装せる右手」で宣誓し、左手を争われている物の上に置くこととされている。武装せる右手は剣を握りしめた状態、つまりは対決、挑戦を明示的に示したものであり、物件の上に置かれた左手は、物に対する所有権=支配権の可視的な表示だったのである。この行為は「アネ



図版⑯ 宣誓の身振り

ファンク」と呼ばれるが、原告は「盗まれた」と主張しているわけであるから、疑いをかけられた側は、善意の第三者であることを証明すべく、前所有者を連れてこなければならず、できなければ窃盜贖罪金を支払うこととされていた。

なお、法律上の象徴的な身振りのなかで、指も若干の重要な役割を果たしていた。『ザクセン・シュピーゲル』(第2部4章の1)では、判決によって所払いされていた者が、聖遺物にかけての宣誓によって無実を証明できた場合、その土地の住民たちは「指と舌とをもって〔所払いを〕解除すべし」とある。これは、象徴的な手や指の所作と文言を口にすることによって、無罪とする手続きである。

西欧の中世では、また、債務契約にあたって、当事者双方が手を挙げて掌を合わせるとか、互いに右手を挙げて人差し指、または人差し指と中指とを立てるとかをもって、債務を忠実に履行する旨を誓約したという。この身振りは元来、宣誓の身振りであったが、「信約」と称される法律行為にあたって、援用されるにいたったものである(ゾーム『フランク法とローマ法』132頁)。このほかにも、人差し指を曲げたり、伸ばしたりして誓約をおこなうこともあり、合意の意志表示も指でなされた。逆に、左右の手の人差し指を空中で交叉させたり、親指を口の中に入れたりするしぐさは、相手への嘲弄を、また手や掌、立てた親指を地面に向ければ、相手への軽蔑のしるしとされた(ジャン=クロード・シュミット, 265頁)。

6 刑罰と神罰としての手の切斷

『ボヴェジ慣習法書』の編者として夙に有名なボマノワールが書き残した『ラ・マヌキヌ』という伝承文学に、父王に結婚を強要された娘が、絶望のあまり自らの左手を包丁で切り落とす場面がある。娘が自分の手を切り落とすことによって、近親姦を拒もうとしたのは、当時、王の妻となるものは五体健常でなければならないという不文律があったからだと解釈されている(池上俊一, 『歴史としての身体』104頁)。手を失うことは、シンボリックな意味での去勢であり、それだけで人格欠損の状態にも等しいというわけである。

また、ピエール・ボーは手のもつ法的な能力と手の切斷の意味を次のように述べている(116頁)。

「手の切斷は一種の法的無能を作り出す。受肉化した法体系において、法的に個人を判別するものが頭部であるとするなら、手は法的取り決めを表現する器官であった。宣誓するために手を挙げることであれ、あるいは約束を交わすために手を差しのべることであれ、手を用いることには、……神判と同じ意味が込められていた。」

このように手は人格の表象、法的行為能力のシンボルとして機能していたことが諒解されるであろう。したがってまた、前近代の法律は、手を切斷する刑罰を用意していたのである。

6-1 刑罰としての両手切斷

古い時代には、刑罰として両手の切斷が広く行なわれていた。両手切斷の刑罰を史実に求めてみると、前133年ローマの將軍エスシビオン・エミリアーノがイベリア半島征討の折、ルティアの反ローマ的な青年400人の両手を切斷するという残酷な拳にでている。

カエサルの『ガリア戦記』8巻にも、紀元前51年から前50年にかけてのアクィタニアにある城市

ウクセッロドゥヌム攻略戦に際して、「裏切り者の罰がどんなものかをいっそはっきり見せようとして、武器をとった者をひとり残らず両腕を切断し、命を扶ける」とある。ローマ軍は、捕獲した敵の戦士の両腕を切断してから解放するという伝統的な行為を、くり返しているのである。

またローマの皇帝ガルバ（在68年）が、まだスペイン総督であった時代に、不正直な両替商の両腕を切り取り、その両手を両替商の店先のテーブルに釘付けにしたという故事が伝えられている（鈴木康久『西ゴート王国の遺産』）。

両手切断の刑罰を規定している法典には、ゲルマン民族大移動後では、スペインの『西ゴート法典』（7章5項1）、イタリアにおけるランゴバルド族の『ロタリ王法典』（241～243章）、ドイツ地域の『バイエルン部族法典』（1章6、2章6、10、11、12、7章4、9章5）などがある。『西ゴート法典』では文書の改竄や印璽の偽造に対して、また『ロタリ王法典』では境界標識の変造、貨幣の無断鑄造や偽造、文書の偽造に対して、手の切断刑が準備されていた。さらに『バイエルン部族法典』の9章の5では「自由人を窃取し売却した奴隸身分の者は、両手を失うか両眼を失うべし」とされ、1章の6では、「教会財産を焼失せしめ発見せられたとき」、犯人が奴隸身分の者なら両手と両眼を取り除かれるべしとの規定が見られる。

いずれもゲルマン系諸部族が口頭伝承してきた慣習法を、6世紀から8、9世紀になってから成文化したものである。どの法典でも、手の切断は精巧な技術を要する偽造・変造といった犯罪にかかわった者に対して科せられており、あるいは奴隸による窃盗や放火に対する刑罰として行なわれている。

また、トゥールの司教グレゴリウスの手になる『歴史十書』の第10書18章にも、国王暗殺未遂事件に連座したものが牢に入れられ、手を切られたのち解放されたという記述がある。さらに時代は降るが、カール大帝の発した779年と802年のカピトゥラリア
勅令には、偽りの宣誓をおこなった者の右手が切断されるとの規定が見いだされる。同様に、

ルートヴィッヒ敬虔帝の発した付加勅令（MG. Capit., Nr. 134, c. 1, 816年）でも、証人宣誓が決闘によって偽りと判断された場合には、証人の右手が切断されるとあり、フランスの『ボヴェジ慣習法書』1764条もこれを継承している。

12世紀半ばのドイツ、フリードリヒ赤髭王の「ラント平和令」では、平和を破壊する者に対する刑罰として手の切断が行なわれるとの原則が示されていた。この時代以降、強盗や強姦の罪を犯した者は、被害者の家の前で両手を切断され、その切り取られた腕は長期間さらされたといわれている。13世紀初頭に成立しているドイツの『ザクセン・シュピーゲル（ラント法）』には、「首および手にかかる裁判権」（3卷52章3）、つまり死刑および切断刑に関する裁判権が国王、諸侯、伯以外には属さないとの規定が含まれている。手の切断ということが刑罰としてかなり一般化していたことは、

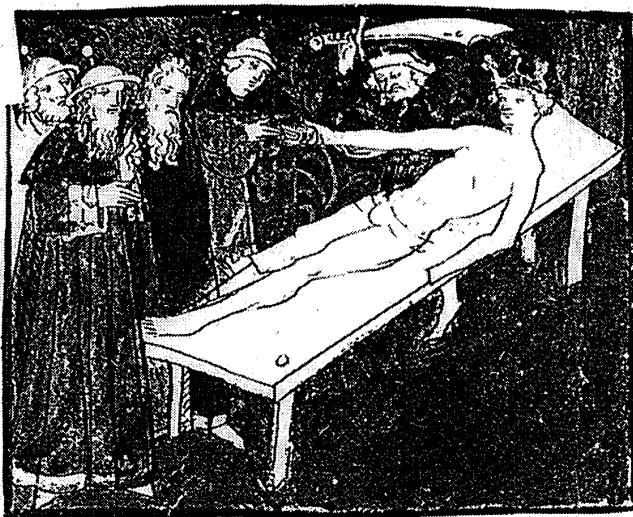
「誰しも他人を不具にし、または傷つけた者は、彼がそれを承服させられるならば、彼から手が切り落とされる」（2卷16章2、1卷68章4）

という規定からもうかがえる。3卷50章には

「ドイツ人が犯罪により（罰として）彼の生命または彼の手を失う場合には、彼がそれを請け戻してもまたそうしなくとも、彼はそれに加えて罰金をも贖罪金をも支払うことを要しない」とある。

同じドイツの法書『シュヴァーベン・シュピーゲル』でも、信義に反した者を相手取って訴訟を起こし、それを証明できた場合には「相手方の手を切断すべし」（81章1）とあり、また宣誓を拒否する相手方については「直ちに手を切断すべし」と定められている（96章1）。さらに、相手の身体に損傷を加えるなどの傷害罪については、同害復讐が原則とされ、おそらくは骨折を含む手足の損傷に関しては、片手・片足または両手・両足の切断がなされるべしとされている⁽¹²⁾。

以上見てきたように、この刑罰には、謀反や反逆・裏切り、さらには安寧・秩序の破壊者に対して、生命を奪わずして両手を切断し、生きて悔恨



図⑰ 手足切斷刑の執行

と懲愧の念を味わわせるという意図があった⁽¹³⁾。また、この刑罰は、不正な両替・偽文書の作成・信義に反する行為・偽りの宣誓といった、死罪とするには幾分軽微な、民事上の違反行為に対して科されてもいた。これは、古代ローマ人や古ゲルマン人、中世のドイツ人やフランス人のもとで、法的な取り決めの大半が右手の手振りでもって結ばれていたことと関係があった。つまり、右手⁽¹⁴⁾ないし両手を失うことによって、契約を含むあらゆる法行為が不可能となるのである。この意味で「右手の切斷は、いわば“肉体的民事死亡”，すなわち肉体の物質的死亡と人格の民事的死亡の中間的な状況を意味している」(ピエール・ボー、116頁)と言えるのである。

6-2 刑罰を想起させる一枚の絵

16世紀初頭に出版されたアンドレアス・アルチアート（1491-1550年）の『エンブレムの書』に収められている版画（図版⑯）には、中央に座した君主（裁判長）の両の目は抉り取られ、あるいはつぶされており、これを取り巻く裁判官たちは、一様に両手が切斷されて描かれている。西洋では正義の女神は「公正を期するために」目隠しをされて描かれる伝統があるが、それは、なまじ目が見えると、裁判官といえども人の子、外見に惑わされたり、演技力に騙されたりしてしまうことがある。だからこそ、裁判官たるもののは真実を



図⑯ 手のない裁判官たちに囲まれた盲目の君主

見る目が曇らないように、人為的に目を覆うべきであるとされた。また、王の周囲を取り囲む裁判官たちは、金銭や贈り物、謝礼や賄賂などをもらうことができないように、両手を切斷されている。公的な職務を遂行するうえで持たねばならない心構えが、かかる身体切除というかたちで強烈かつ象徴的に表現されているのである。

なお、ローマのサンタ・マリア・イン・コスマティン教会にある、嘘吐きの人の右手を噛み切ると言われている「真実の口」は、すでに中世の頃から評判になっていたという。これは右手が種々の法律行為にあたって重要な機能を果たしていたことの端的な表現であるとともに、虚偽を申し立てたり、偽りの商いをしたりする者に対しては、直ちに神罰が下るとの信仰の顯われでもあった。裁判とは文字どおり身命を賭して戦うものであり、「真実の口」に右手を突っ込んで神判を受けるについては、右手を失ってもよいという覚悟が求められる。したがって、心に疚しいものを抱いている人は、手を差し込むことを躊躇するはずである。

6-3 神罰としての手廻え

キリスト教の聖書や伝承には「切り落とされた手」がしばしば見いだされる。「マタイによる福音書」第18章8には

「もしあなたの片手または片足が、罪を犯せるなら、それを切って捨てなさい。両

手、両足がそろったままで、永遠の火に投げ込まれるよりは、片手、片足になって命に入るほうがよい」

である。

聖母マリアの出産に二人の産婆、ゼベルとサロメが立ちあつた。ゼベルは、マリアが処女のまま子どもを産み、産んだ後も生娘であることを信じるが、サロメはそれを信じようとせず、自分の目で確かめようとする。すると、そのとたんに、彼女の手は痺れてカサカサに萎びてしまったという。そのとき、天使が現われて、嬰児イエスに触るように命じ、サロメがそのとおりにすると、手はたちまち元どおりになったということである（『黄金伝説 1』「主のご誕生」）。

また、ダマスコスの聖ヨアンネース（750年頃没）が書き残した説教集によれば、聖母マリアの葬列に悪魔の手先のような一人のユダヤ教徒がとびかかり、両手で棺を地面に引きずりおろそうとした。その瞬間、男の手は材木のようにひからび、地面にころがって、無用の棒きれのように動かなくなってしまう。この瞬間、男は信仰に目覚め、自分の悪業を悔い、聖なる遺体に触れたとたん、手はたちまち元どおり健康になったということである（『黄金伝説 3』「聖母マリア被昇天」）。さらに、ヤラベアムなる者が預言者イエス

を攻撃しようとしたときも、腕が萎えて動かなくなってしまうが、イエスがその萎えた手を治してあげたという伝承もある。

なお、ティーブルの巫女は、イエスがローマの兵士によって紫衣を着せられ、茨の冠を被せられ、平手打ちを受けるなどの侮辱を受ける（「ヨハネによる福音書」19章1～3）ことを、予言したといわれている。

この巫女が戦利品のようにして掲げている切り落とされた手は、イエスを冒涜した手であると解釈できる⁽¹⁵⁾。

6-4 手を切断された殉教者たち

他方、キリスト教がローマ帝国内に布教されていく過程で、たびかさなる迫害や弾圧があり、多くのキリスト教徒が殉教した。なかでも4世紀末の人、聖ハドリアノスは、ローマ皇帝マクシミアヌスによるキリスト教徒狩りにあって捕縛され、金床の上で手足を打ち砕かれた。妻のナタリアが男装して獄中に入り、夫の切断された片手をこっそり懷にしのばせて持ち帰る。ナタリアはこの手を片時も離さず生命の支えとしたという話が『黄金伝説 3』に載っている。寡婦となったナタリアの美貌と財産と高い地位に目をつけたひとりの護民官が、彼女に言い寄るが、亡き夫の片手は、ナタリアの貞潔を守り、彼女の逃避行を扶けたとある。聖ハドリアノスは、中世の宗教画では、騎士またはローマ貴族の服装をし、金床と鉛と片手をもち、そばに妻のナタリアがつれ添うという構図で描かれている。

また、5世紀のシリアの人、聖ヤコボスは、キリスト教を捨てることを拒んだため、ペルシャの王から酷い拷問にあった。右手の親指から順に一本ずつ切り落とされ、次いで足の指にいたる。彼は指が一本切り落とされるたびに、神に祈り主を讃え、すべての指を切断されてもなお棄教を宣言しなかった。刑吏はヤコボスの左右の足、次いで左右の腕を切断していく。ヤコボスは激しい苦痛のなか、

「主よ、私には、あなたのほうに差しのべる指もなければ、あなたに向かってひろげる



図⑯ ティーブルの巫女

手もありません。足も切り取られ、膝も砕かれて、あなたのまえに跪くこともできません。私の魂をこの牢獄からつれだしてください」

と祈る。刑吏はこれを聞くと、彼の首を打ち落としたということである（『黄金伝説 4』）。このように切り落とされた両手は、殉教者の印、エンブレムでもある。

終りに 両手を切断された妖精

『グリム童話集』の初版本に収められていた「ナイフをもった手」というメルヘンには、岩のなかから手だけを差し出すという妖精が登場する。主人公は、母親に辛く当たられ、泥炭を掘り出す仕事を日課としている娘である。掘削場に向かう山道脇に大きな岩があり、そのなかに住んでいる妖精は、娘が通りかかると、両手だけを差し出して泥炭を切り出すための鋭利なナイフを娘に貸し与える。娘はこのナイフでいつもたやすく仕事を終えることができ、帰りには必ずこのナイフを妖精に返すことにしていた。やがて母親は娘を扶ける者がいることを知り、息子たちに娘のあとをつけさせる。息子たちは妹の手からナイフを奪い取り、妖精が岩から差し出す両手首を切断してしまった。妖精は娘に裏切られたと思い、以降、娘の辛い仕事を扶けることはなくなったというストーリーである（H.-J.Uther, Deutsche Märchen und Sagen.）。

このメルヘンには、「救い」がない。そのせいもあって第二版以降の『グリム童話集』からは削除されてしまっている。だが、そもそも、なぜ、このような話がメルヘンとして語り継がれてきたのであろうか。妖精の手はなにを表象し、その切断はいかなる意味を持たされてきたのであろうか。この点を考察することが、本稿の最後の課題である。

メルヘンを解釈するにあたっては、主人公の立場や主張だけを鵜呑みにしていては、公平性に欠けるし深層も見えてこないものである。時代状況を勘案したうえで、脇役として登場する人物の行

動や発言に隠された意図なども、あわせて考える必要がある。

このメルヘンの主人公の言い分では、母親は、娘に懲らしめとしての労働、苦役を課しており、道具を使わずに手先や指先、爪で引っ搔いて泥炭を掘れということであった。その労働が非効率的であればあるほど、苦しいものであればあるほど、母親にとっては小気味の良いことだという理屈である。また、ナイフを取り上げ、岩から差し出された妖精の腕を切り落とした兄弟は、罰当たりなことをしたはずなのに、妖精はこれを娘の仕業、裏切りと思って、これ以降、娘に救いの手を差しのべることをしなくなつたというのである。

しかし、当時、泥炭掘りはどこの家でも娘の仕事であったとも考えられるし、母親の立場に立ってみると、娘が自分の力で道具を工夫して効率よく掘ることを、期待していたのかもしれない。ところが、世間の人の目から見れば、主人公は、母親や兄弟と折り合いが悪く、家族のなかで疎んじられ、苛めぬかれていたと思われたのであろう。口さがない連中だから、家庭内の事情も良く分からぬままに、娘に救いの手を差しのべてしまったのかもしれない。

そのように考えれば、岩屋から差し出された「妖精の両手」は、お節介な他人の情けの隠喩であったろうし、メルヘンのモティーフと考えられる「両手の切断」は、取りも直さず、そのかけられた人情を断ち切ることを意味したとも解釈できるのである。

他方、このメルヘンに登場する妖精は、全身を現わすではなく、ただ両手だけを岩から差し出して、主人公の娘にナイフを貸し与えている。それは奇跡を起こすと言われた「神の手」や聖遺物とされた手や腕を連想させるものである。娘のために小さな奇跡を起こしたかに見えた妖精の手は、しかし、兄弟たちによって簡単に切り落とされてしまった。

メルヘンのなかでシンボリックな意味——世間の人による「手助け」、「神の手」ないし「聖腕」——を与えられていた「妖精の手」は、いずれにしても、拒絶され否定されるにいたる。それは、

他人の情けに縋ったり、神に救いを求めたりするようでは碌なことにならない、この世は自力で行きぬくしか方法がないのだということを、メルヘンに耳を傾ける幼い子どもたちに教えているかのようである。このメルヘンには、こうしたメッセージが込められていたと解釈することができるのである。

そもそも、キリスト教会が古代から中世にかけて営々として築き上げてきた、「神の手」や聖遺物としての手や腕への信仰は、ルターによる宗教改革後のドイツでは、すでに退場を迫られていたと言っても過言ではあるまい。少なくともそうした精神状況が、グリムがこのメルヘンを採録した19世紀初頭のドイツでは、支配的であったと言えるのではないだろうか。

他方、中世末期から近世初頭にかけての法学の分野で、文書主義が優越するようになってくると、法廷における身振りやしぐさは、重要性を失って後景に退いていった。また、熱湯・熱鉄審といった、手や腕の火傷の具合で有罪・無罪を決する神明裁判も姿を消していき、訴訟現場における合理化の流れの中で、司法上の宣誓の意義も大幅に低下した。さらに近代の欧米各国の刑法では、禁固刑や罰金刑が主流になるに及んで、手足の切断を含む身体切除刑は徐々に姿を消していったのである。

手への信頼と信仰という、人間の原初的な心情やその発露としての社会現象は、こうして、宗教改革運動や合理主義思想の台頭、科学革命の進展の過程で次第に姿を消していったのである⁽¹⁶⁾。

注

- (1) F. ウィルソン『手の500万年史』は、脳と手と言語表現の結びつきを、脳科学・解剖学および認知科学・言語学の観点から論じている。
- (2) 2005年4月に死去したローマ教皇ヨハネ・パウロ2世の後任を選ぶ教皇選挙（コンクラベ）では、117名の枢機卿のうち、3分の2の賛成票があれば決定の白い煙が、未決ならば投票済み用紙を燃やして出す黒い煙が、教皇庁の建物の煙突から吐き出され、進行状況が信者に知らされる手筈となっていた。煙の色で情報を伝えるこうした方法は、日本を含む世界の各地において、近代の入り口までさかんに使用された。
- (3) 古代ローマのクインティリアヌス（30 - 100年）は、弁論術について述べるくだりで、身振りは「あらゆる人々の共通言語である」と言っている。引用はジャン・クロード・シュミット『中世の身振り』41頁より。
- (4) ムドラーとは、梵語で「印契、契印」と訳されるもので、両手の指をさまざまに組み合わせて、宗教的な理念を象徴的に表現すること。その一部は仏像彫刻や密教の僧侶の所作に見出される。ジャン・ブラン『手と精神』130頁以下参照。
- (5) 立川昭二『神の手 人の手 逆光の医学史』参照。
- (6) 西欧の王族や日本の皇族は現在でも病院をしばしば訪れる。その理由は、主として患者への励ましや労わり、あるいは慈善にあるのであろうが、共同幻想があった時代の遺習と言えなくもない。
- (7) マルク・ブロック『王の奇跡』322頁以下参照。
- (8) 日本での宣教を終えたザビエルは、1552年中国での宣教を前に病没し、その遺骸はマラッカを経てインドのゴアに運ばれ、埋葬された（1554年）。1614年にイエズス会総長の命令で、ザビエルの右手が切り離されてローマに運ばれ、聖ジェズ教会に安置された。これが1999年に日本に運ばれてきたという「聖腕」である。<http://www005.upp.sonet.jp/akgs/seiwan.htm>. アクセスは2005年8月20日。
- (9) 東京大学の総合図書館に、石膏で型取ったショパンの左手が陳列されている。これは「ピアノの詩人」と称されたショパンが、1849年パリで39才の生涯を終えたとき、その遺体の左手を石膏で型取ったもので、現在はワルシャワのショパン記念館に保管され

ているということである。東京大学ではポーランド大使館からその複製の寄贈を受けて、展覧に供しているのだそうである。ショパンが叙情豊かな音色を奏でた、その左手を石膏で型取り後世に伝える、その発想そのものなかに、筆者は「神の手」の観念や聖なる遺物への崇拝と同質のものを感じる。

- (10) 井本英一「手形考」によれば、イラン各地には、街路に面した壁に「アリの手形」「レザーの手形」が彫られた石版が嵌めこまれた家屋が見出されるという。日本の大相撲の力士が巣廻筋に配るという捺し手形にも、家内安全や商売繁盛といった願いが込められているとされる。
- (11) 宣誓の際に右手を掲げたり、契約にあたって相手方や第三者たる保証人の手のなかに右手を挟み入れたりしている。「手の誓い」と呼ばれた「この儀式は封建的臣従ではそのまま維持されたが、庶民の慣行では簡略化され、掌打ち（双方の右手を、音をたてて打ち合わすこと）になった」（ピエール・ボー、117頁）とされる。なお、拙稿「ゲルマン法における司法上の宣誓行為」『社会情報学研究8』1999.にも詳しい記述がある。
- (12) 『シュヴァーベン・シュピーゲル』は、『ザクセン・シュピーゲル』を拡充する形で1275年に編纂され、15世紀には刊本として出版され、さかんに使用された。
- (13) なお、イスラムの世界でも刑罰としての手の切断が行なわれていた。ムクタデール、カーヒル・ビラー、ラーズィー・ビラーと続くカリフの治世に宰相を務めたムクラーという人は、西暦933年に、アラビア文字の近代的な書体を考案した人物である。この宰相は、しかし、自分がしかけたとされる陰謀の罪を問われて三回も刑罰を受けている。まず右手を切られ、次に左手を切られ、ついには舌を抜かれた。右手を切断されたとき、彼は三度もコーランを筆写し、後世の模範となるような完璧な書体を生み出したその手が奪われたことを嘆いたとされている。こうして彼の悲惨

で苦しみの多い人生は949年に幕を閉じるが、文字の歴史のうえで、彼の名は不朽のものとなった。さらに、13世紀中ごろにイタリアで集成された『黄金伝説』は、聖人たちの生涯や奇跡、種々の教会行事にまつわる物語を内容としているが、そのなかの「教皇聖ペラギウス」には、伝承として「サラセン人のあいだでは、盜みをはたらいた者は、一度目と二度目は笞で打たれ、三度目には手を切り落とされ、四度目には足を切り取られる」という記述が見出される。なお、手の切断ということが刑罰として頻繁に行なわれたためでもある、『千夜一夜物語』のなかには、手首を切り落とされたあとの傷口の治療法がてくる。二七夜の話では、新妻によって両手、両足の親指を切り落とされた主人公が悶絶していると、新妻が創口に「なにか香のする草根の粉をふりかける」とあり、また二八夜の話では右手を切り落とされたあと、「創口を癒着させるために、私の腕を煮えたぎる油のなかに入れて焼かせました。私は直ちに痛さで悶絶しました。するとなにか飲ませてくれて、それでもって私は正気に返りました。そこで私は切られた手を拾いあげて、そして自宅に帰りました」とある。現代のイスラム世界でも、原理主義的傾向の強い国では、窃盗罪に対して手の切断という刑が用意されている。

- (14) J.Grimm, RA.II.S. 291ff. Abhauen der Hand. には、手足の切断刑にあたって、右手・左足が他の部位より先に切除されたとある。グリムは、その理由を「法のうちなるポエジー」（253頁）において、騎士は右手で剣を操り、左足を鎧にかけて騎乗したからだと説明している。ロベール・エルツ『右手の優越』も参照。ただし、15世紀に描かれた「手足切断刑の執行」なる図版¹⁷では、左手・右足に次いで右手が切断されようとしている。
- (15) フランス南西部、ピレネー山脈北側のジュール県の中心都市オーシュにあるサント・マリー大聖堂を飾る16世紀初期のステンドグラ

スには、切斷された手をもつ巫女の姿が描かれているということである。このステンドグラスは、ガスコニュの画家アルノー・ド・モルによって制作されたものである。なお、ルーブル美術館にはキャロンの「ティーブルの巫女」と題する絵画が収蔵されている。いずれも筆者未見。

- (16) 検査医学の進歩によって、医師は患者を触診しなくなった。こうして手への信仰は、物理的な分野を残して、他は廃れてしまったと言つて良かろう。また、携帯電話の爆発的な普及によって、対面式のコミュニケーションの機会は激減しているとも言われるが、手は、この分野では多様な表現機能を依然として失っていないし、舞台芸術の分野でもなお「健在」である。

図版出典一覧

- ① 「指をひろげ祈る二人」(青銅器時代) スウェーデン, Bohusläu 地方の岩壁画, E. Anati, Höhlenmalerei. Bild222.
- ② 「結婚を象徴する手」(14世紀) パリ国立図書館蔵, クロード・シュミット『中世の身振り』pl.XXIV.
- ③ 「天国への誘い」(15世紀初頭) パリ国立図書館蔵, 木島俊介『美しき時祷書の世界』より。
- ④ 「地獄におちる王の呪いの身振り」(13世紀) バンベルク, クロード・シュミット『中世の身振り』pl. XXIII.
- ⑤ 「触診する医師」(14世紀) H. シッパーゲス『中世の医学』より。
- ⑥ 「ライ病患者に手を触れて癒すイエス」アルベルト1世王立図書館蔵, 立川昭二『神の手人の手』より。
- ⑦ 「聖者の触手による眼病治癒」(6世紀象牙彫刻) ヴァチカン美術館蔵, 立川昭二『神の手人の手』より。
- ⑧ 「正義の手」フランス国王の戴冠式に用いられた杖の取っ手部分, 象牙製, 池上俊一

『動物裁判』より。

- ⑨ 「チャールズ1世のロイヤル・タッチ」立川昭二『神の手 人の手』より。
- ⑩ 「アトン神の光の手」Udo Becker, Lexikon der Symbole. S. 289.
- ⑪ 「ユダヤ教の神の手」ミランダ・ブルース＝ミットフォード『サイン・シンボル事典』より。
- ⑫ 「カタルニヤ派の神の手」(12世紀初頭) フレスコ壁画, カタルニヤ美術館蔵, 日本経済新聞, 2001年9月27日朝刊。
- ⑬ 「腕型聖遺物篋」(15世紀) アーヘン大聖堂宝物館蔵, オフィス・ド・リーブル『中世の美の様式 下』より。
- ⑭ 「ファーティマの手」ミランダ・ブルース＝ミットフォード『サイン・シンボル事典』より。
- ⑮ 「臣従礼」『封建法書』写本, ウィーン国立図書館蔵, 中央公論社『世界の歴史 10』1997.
- ⑯ 「宣誓の身振り」(9世紀) パリ国立図書館蔵, クロード・シュミット『中世の身振り』図3, 99頁。
- ⑰ 「手足切斷刑の執行」(15世紀前半) アウクスブルク, W.Schild, Alte Gerichtsbarkeit. Bild475.
- ⑱ 「手のない裁判官たちに囲まれた盲目の君主」(16世紀) Henkel/Schön, Emblemata, Handbuch zur Sinnbildkunst des 16. und 17. Jhts.
- ⑲ 「ティーブルの巫女」(16世紀初頭) シモン・ヴォートル『ルーアンの時祷書』挿絵, パリ国立図書館蔵, エミール・マール『中世末期の図像学 上』より。

参考文献リスト (本文初出順)

- ★F. ウィルソン (藤野邦夫・古賀祥子訳)『手の500万年史 手と脳と言語はいかに結びついたか』新評論, 2005.
 ★J. Grimm, Deutsche Rechtsaltertümer, I, II.

- 1828, 1899/1989. [RA.と略記]
- ★ヤーコプ・グリム（原研二訳）『言語の起源について』『グリム兄弟』国書刊行会, 1989. 所収
- ★養老孟司「情報化社会と若者」『学士会会報』832号, 2001.
- ★モンテーニュ『隨想録』（関根秀雄訳）白水社, 1983.
- ★E. Anati, Höhlenmalerai. Albatros Verlag, 2002.
- ★ジャン=クロード・シュミット（松村剛訳）『中世の身振り』みすず書房, 1996.
- ★鎌田東二『身体の宇宙誌』講談社学術文庫, 1994.
- ★ジョルジュ・ジャン（矢島文夫訳）『記号の歴史』、『文字の歴史』創元社, 1996.
- ★木島俊介『美しき時祷書の世界—ヨーロッパ中世の四季—』中央公論社, 1995.
- ★M.F. ヴァーガス（石丸正訳）『非言語コミュニケーション』新潮選書
- ★小馬徹「握手行動の身体論と政治学」菅原和孝・野村雅一編『叢書 身体と文化 2 コミュニケーションとしての身体』大修館書店, 1996. 所収
- ★野村雅一『身振りとしぐさの人類学』中公新書, 1996.
- ★戸井田道三『みぶり』筑摩書房, 1993.
- ★中野道雄・ジャイムズ・カーカップ『ボディ・ランゲージ事典』大修館書店, 1991.
- ★立川昭二『神の手 人の手 逆光の医学史』人文書院, 1995.
- ★H. シッパーゲス（大橋博司・濱中淑彦訳）『中世の医学—治療と養生の文化史』人文書院, 1988.
- ★マルク・ブロック（井上泰男・渡邊昌美訳）『王の奇跡』刀水書房, 1998.
- ★樺山絢一『歴史のなかのからだ』ちくま文庫, 1993.
- ★チョーサー（西脇順三郎訳）『カンタベリ物語 上 下』ちくま文庫, 1993.
- ★ジャン=ピエール・ボー（野上博義訳）『盗ま

- れた手の事件—肉体の法制史—』法政大学出版局, 2004.
- ★井本英一「手形考」『世界口承文芸研究』3号, 1981.
- ★プリニウス（中野定雄訳）『プリニウスの博物誌』雄山閣出版, 1986.
- ★ジャン・プラン（中村文郎訳）『手と精神』法政大学出版局, 1990.
- ★ミヒヤエル・クンツェ（鍋谷由有子訳）『火刑台への道』白水社, 1993.
- ★シェークスピア『マクベス』岩波文庫
- ★W.W.ジェイコブズ『猿の手』（サマーセット・モーム編『世界100物語』3巻), 河出書房新社, 1996.
- ★塙 浩訳『ランゴバルド部族法典』信山社
- ★Hrsg. v. K. A. Eckhardt, Leges Alamannorum II, Recensio Lantfridana (Lex), 1962.
- ★久保正幡訳『リブアリア法典』、『サリカ法典』創文社
- ★ルードルフ・ゾーム（久保正幡・世良晃志郎訳）『フランク法とローマ法』岩波書店, 1942.
- ★ボマノワール（塙 浩訳）『ボヴェジ慣習法書』信山社
- ★池上俊一『歴史としての身体』柏書房, 1992.
- ★カエサル（國原吉之助訳）『ガリア戦記』（『カエサル文集 ガリア戦記・内乱記』）筑摩書房, 1985.
- ★鈴木康久『西ゴート王国の遺産—近代スペイン成立への歴史—』中公新書, 1996.
- ★世良晃志郎訳『バイエルン部族法典』創文社
- ★トゥールのグレゴリウス（兼岩正夫・台幸夫訳）『歴史十巻 フランク史』東海大学出版会.
- ★久保正幡・石川武・直居淳訳『ザクセン・シュピーゲル』創文社.
- ★田中周友・上山安敏他訳『Schwabenspiegel 邦訳1～6』関西学院『法と政治』所収.
- ★W.Schild, Alte Gerichtsbarkeit. Vom Gottesurteil bis zum Beginn der modernen Rechtsprechung, 1980.

- ★J. グリム（堅田剛訳）「法の内なるポエジー」『グリム兄弟』国書刊行会, 1989. 所収。
- ★ロバート・エルツ（吉田禎吾, 内藤莞爾他訳）『右手の優越 宗教的両極性の研究』垣内出版, 1985.
- ★ヤコブス・デ・ウォラギネ（前田敬作ほか訳）『黄金伝説1～4』人文書院, 1979～87.
- ★エミール・マール（田中仁彦他訳）『中世末期の図像学 上下』国書刊行会, 2000.
- ★Andreas Alciatus, *Emblematum Libellus*, WBG., 1991.
- ★Henkel/Schön, *Emblemata, Handbuch zur Sinnbildkunst des 16. und 17. Jhts.* 1996.
- ★Hrsg. v. Hans-Jürg Uther, *Deutsche Märchen und Sagen. Digitale Bibliothek 80, CD-ROM*, 2003.

その他的一般参考図書リスト

- ★Hrsg.v. Kurt Ranke, *Enzyklopädie des Märchens.* 1977ff.
- ★Hrsg.v. Walter Scherf, *Das Märchen Lexikon*, Bd. 1, 2, C. H. Beck, 1995.
- ★Hrsg.v. Heinrich Beck, *Heldenäggen und*

- Heldendichtung im Germanischen.* Berlin, 1988.
- ★Horst Wenzel, *Hören und Sehen, Schrift und Bild. Kultur und Gedächtnis im Mittelalter*, 1995.
- ★Udo Becker, *Lexikon der Symbole. Komet*, 1992.
- ★*Kinder- und Hausmärchen. Gesammelt durch die Brüder Grimm.* WBG., 1991.
- ★F. Karlinger, *Menschen im Märchen. Studien zur Volkserzählung.* 1994.
- ★E. Drewermann, *Das Mädchen ohne Hände : Märchen Nr.31 aus der Grimmschen Sammlung*, 1981.
- ★ハンス・ビーダーマン（藤代幸一監訳）『図説世界シンボル事典』八坂書店, 2000.
- ★ミランダ・ブルース＝ミットフォード（若桑みどり訳）『サイン・シンボル事典』三省堂, 1997.
- ★甚野尚志『隠喻のなかの中世 西洋中世における政治表微研究』弘文堂, 1992.
- ★オットー・ベツ（西村正身訳）『象徴としての身体』青土社, 1996.

Symbolization of the human body

— Sacred and symbolized hands in premodern Western Europe —

YOSHINOBU MORI

Abstract

From the perspective of the transition of communication's form, the history of humankind proceeded step by step, from body-language in the early first stage, besides oral communication in the secondary stage, and in addition to these, written language in the final stage. Generally speaking, in all these processes hands could have fulfilled many important roles and functions, as they do now.

1. Our hands are used as means of attack or defense, and they also make tools and use them.
2. Our own hands can skillfully indicate our emotions and intentions.
3. Our hands can function as so many symbolic roles.
4. Our fingers can count on and show figures, talk in sign language and read Braille.

Therefore, from ancient times man believed that hands could perform miracles. For example, Jesus Christ could have cured a leper and other sufferers by feeling with his hands. French kings in the medieval age could have also cured scrofula by palpation. In Western Europe, Christians made a cult of the sacred relics of saints. By and by the hand itself was drawn in religious pictures, or was sculptured separately from the body. God's hand in Judaism and Christianity, Fathima's hand in Islam, these are just a few of examples among many. There was a communal illusion about the supernatural power of hands.

When humankind appeared in medieval law court, they could deed so many legal acts by hands, for example, they could take an oath by the right hand, alienate of property by handing symbols over the other party, compromise by shaking hands with each other. They could show the gesture of indicating consent by fingers and hands of each other. The accused would draw out a stone from the bottom of kettle of boiling water with his bare hand. Hands had so many legal capacities that were considered as a symbol of personality.

For that reason, there was in medieval Europe punishment of cutting off the hands and feet. If one would be against the law or break the promise, some Germanic tribal laws provided "let him lose his hands or his right hand". Loosing hand means "Death in civil affairs". In short, such a person was placed without legal capacity.

Since the Reformation, the belief on the hand's power of performing miracles was on the decline, and the role of hands in legal field decreased. But in modern times, symbolic rep-

resentation with fingers, hands and arms did not drop off in the world of face-to-face communication and dramatic art.

Key Words (キーワード)

communication (コミュニケーション), Cutting off of the hands (手の切断), gesture (身振り), God's hand (神の手), hand (手), King's hand (王の手), manual gesture (手振り), sacred hand (聖化された手), symbolized hand (象徴化された手), Symbols in legal acts (法律行為における象徴)